

令和7年1月1日から盛土規制法の運用を開始します

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、上流部の盛土が崩落したため被害の甚大化につながり、多くの貴い生命や財産が失われました。この状況に対して、盛土等の規制は必ずしも十分な状況ではありませんでした。

このため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が制定され、令和5年5月26日に施行されました。

豊橋市においては、令和7年1月1日に市全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始します。これにより、市内で一定規模以上の土地の形質変更または一時的な土石の堆積を行う場合は、あらかじめ許可が必要となり、また、その維持管理に責任が生じます。

ポイント① 規制区域を指定

盛土に伴う崩壊等により家屋等に被害を及ぼしうるエリアを、規制区域として指定します。豊橋市では、市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定します。

ポイント② 盛土等の安全性の確保

規制区域内で盛土等の工事を行う場合は、土地所有者等があらかじめ豊橋市長の許可を受ける必要があります。

ポイント③ 責任の所在の明確化

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等は常に安全に維持する責務があります。

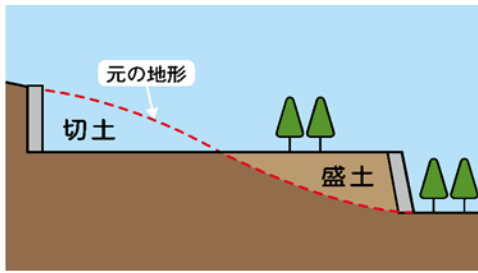
ポイント④ 実効性のある罰則の措置

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可で盛土を行うなどの悪質な行為に対する懲役刑や罰金刑の水準が強化されました。

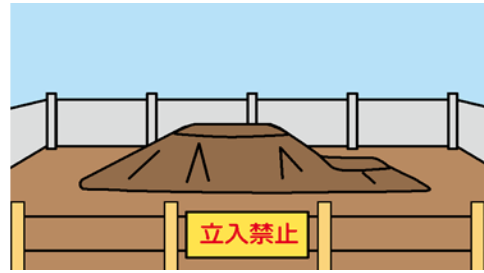
- ・無許可行為や命令違反等に対する懲役刑・罰金刑【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- ・法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

(裏面へ続く)

主な規制対象



土地の形質変更
(盛土・切土)

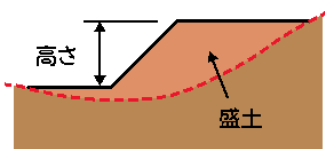


一時的な土石の堆積
(仮置き)

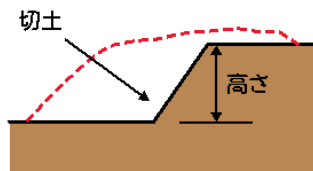
許可が必要となる工事

<土地の形質変更（盛土・切土）>

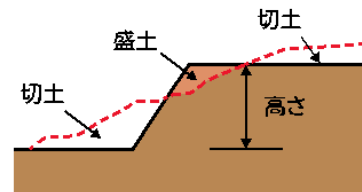
①盛土で**高さ1m超**の
崖^{※1}を生ずるもの



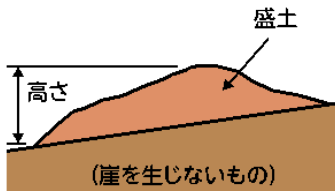
②切土で**高さ2m超**の
崖^{※1}を生ずるもの



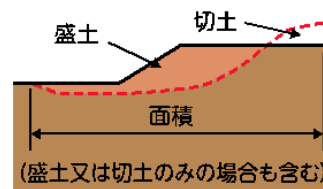
③盛土と切土を同時に行い
高さ2m超の崖^{※1}を生ずるもの



④盛土で**高さ2m超**となるもの

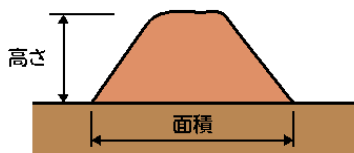


⑤盛土又は切土をする土地の
面積が500m²超となるもの^{※2}



<一時的な土石の堆積（仮置き）>

⑥最大時に堆積する**高さ2m超**かつ
面積300m²超となるもの



⑦最大時に堆積する**面積500m²超**
となるもの^{※3}



※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいいます。

※2 盛土または切土をする厚さが30cmを超えないものは除きます。

※3 土石の堆積をする厚さが30cmを超えないものは除きます。

問合先 建設部 建築指導課 主幹 富安（電話 51-2586）